

# 専任コーチ等設置要項

## 1. 目的

オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で、活躍が期待できる競技者を有する本会加盟のオリンピック実施競技団体（以下「加盟団体」）及び本会に、専任コーチングディレクター、専任メディカルスタッフ、専任情報・科学スタッフ（以下、総称して「専任コーチ等」）を設置し、選手の育成・強化を効果的に推進する。

## 2. 資格

### (1) 専任コーチングディレクター

本会が委嘱する強化スタッフのコーチングスタッフであり、かつ、「JOCナショナルコーチアカデミー」を受講・修了し、別に定める内規に基づき、本会が認める者。

### (2) 専任メディカルスタッフ、専任情報・科学スタッフ

別に定める内規に基づき、その目的を遂行するために、必要な専門知識をもち、本会が特に認める者。

## 3. 任務

第1項の目的を達成するため、専任コーチ等は、本会の国際競技力向上施策及び当該競技の加盟団体の策定した事業計画に基づき、年間を通して活動するものとする。

なお、専任コーチ等の主な活動内容については、別に定める内規に基づく。

## 4. 委嘱方法と任期

専任コーチ等の設置を希望する加盟団体より、別に定める内規に基づき本会に提出される「候補者推薦書及び調書」もしくは本会の設置計画に基づき、審議の上決定し、本会会長名により委嘱する。

その任期は、原則として毎年4月1日から翌年の3月31日までの1ヶ年とする。ただし、本会及び当該加盟団体が、任務遂行に適さないと判断したときは、協議の上、委嘱期間中であっても解嘱することができるものとする。

## 5. 活動謝金

活動謝金の額は、別に定める内規に基づき、年齢、指導歴、活動歴、前年度収入、社会的背景等を十分考慮の上、本会が当該加盟団体もしくは本人と協議の上決定する。

## 6. 活動計画と活動報告

専任コーチ等は、別に定める内規に基づき、活動計画書及び報告書を本会に提出する。

## 7. 団体負担金

専任コーチ等の設置に伴う団体負担金の額は、別に定める内規に基づき、本会が算出し、当該加盟団体に通知する。

## 8. その他

(1) 専任コーチ等は、本会が主催する国際競技力向上に関する会議、研修会等に出席することを原則とする。

## 専任コーチ等に関する内規

### 1. 選考方法

専任コーチ等は、設置を希望する加盟団体の責任の下に提出される「候補者推薦書及び調書」ならびに本会の設置計画に基づき、競技歴、指導実績、専門知識、推薦理由等により、選手強化本部にて「国際基準を踏まえた指導力」及び「国際競技力向上に資する知識」を審議の上、決定する。

### 2. 活動内容

#### (1) 専任コーチングディレクター

専任コーチングディレクターは、本会及び加盟団体に配置し、主に以下の活動を実施する。

- ①当該競技の技術や戦術等に関する豊富な知識と国際競技大会等を通じた指導経験を通しての競技者に対する心身両面の指導
- ②当該競技のナショナル又はジュニアチームの監督又はヘッドコーチとして、大会、遠征、合宿等に帯同
- ③当該競技のオリンピック強化指定選手の指導
- ④その他、本会の国際競技力向上施策及び当該加盟団体の策定した事業計画に基づく活動

#### (2) 専任メディカルスタッフ

##### a) ドクター

ドクターは、本会に配置し、主に以下の活動を実施する。

- ①オリンピック強化指定選手のメディカルサポート及び関係機関との連携
- ②本会が選手団を派遣する国際総合競技大会の医務体制の構築及び選手団本部ドクターとしての帯同
- ③加盟団体へのメディカルサポート及び加盟団体の医学スタッフとの連携
- ④その他、本会が必要とするメディカルに関する事業及び諸問題への協力

##### b) トレーナー

トレーナーは、本会及び加盟団体に配置し、主に以下の活動を実施する。

- ①スポーツ障害予防、健康管理、コンディショニング関係を中心とした強化事業全般
- ②ナショナルチームへの帯同
- ③その他、本会が必要とするメディカルに関する事業及び諸問題への協力

#### (3) 専任情報・科学スタッフ

専任情報・科学スタッフは、本会及び加盟団体に配置し、主に以下の活動を実施する。

- ①スポーツ情報・科学関係を中心とした強化事業全般
- ②ナショナルチームへの帯同
- ③本会諸事業への協力
- ④その他

## 5. 団体負担金

### (1) 団体負担金

専任コーチ等の設置に伴う当該加盟団体の負担金の額は、活動謝金の3分の1相当額とし、本会が算出し、当該加盟団体に通知する。

### (2) 納入方法

当該加盟団体は、団体負担金を本会が指定する金融機関の口座に、前・後期に分割し、当該年度の9月末、3月末までに振込むものとする。

なお、本会に配置した専任コーチ等の団体負担金は本会にて負担する。

## 6. 活動計画と報告

専任コーチ等は、以下に定める期日までにそれぞれの書類を所定の書式にて作成し、当該加盟団体を経て本会に提出するものとする。

役 職	活動計画書		活動報告書	
	内 容	提出期限	内 容	提出期限
専任コーチングディレクター				
トップアスリート担当	4～6月分	4月7日	4～6月分 7～9月分 10～12月分 1～3月分	7月7日 10月7日 1月7日 3月31日
	7～9月分	7月7日		
	10～12月分	10月7日		
	1～3月分	1月7日		
ジュニアアスリート担当	年間計画	4月7日		
NTC担当	—	—	各月	翌月7日
専任メディカルスタッフ				
ドクター	年間計画	4月7日	4～6月分	7月7日
			7～9月分	10月7日
トレーナー	"	"	10～12月分	1月7日
			1～3月分	3月31日
専任情報・科学スタッフ	年間計画	4月7日	4～6月分	7月7日
			7～9月分	10月7日
			10～12月分	1月7日
			1～3月分	3月31日

## 7. その他

委嘱に伴い、本会より身分証明書および名刺を作成し配布することとする。